## 玾 規 新 程 前

(前 略)

第2条 (略)

 $(1) \sim (6)$ 

(7) 部局 各研究科等(各研究科、各附置研究 所、附属図書館、医学部附属病院及び各センタ 一等(国立大学法人京都大学の組織に関する規 程(平成16年達示第1号。以下この号におい て「組織規程」という。) 第3章第7節から第 11節までに定める施設等をいう。)をいい、 組織規程第53条第1項の事務組織を含む。) 及び本部の事務組織(組織規程第52条第1項 に定めるものを1単位とするものをいう。第7 条において同じ。)をいう。

(中 略)

第2章 安全衛生管理体制

(統括等)

- し、統括する。
- 安全管理担当の理事は、本学における安全衛 生管理に関し、総長の業務を分担管理する。
- 保健管理センター所長は、本学における安全 衛生管理のうち、教職員等の健康管理に係る業 務を行う

(環境・安全・衛生委員会)

- 第6条本学に、教職員等の安全保持、保健衛生 及び環境保全に関する重要事項を調査審議する ため、環境・安全・衛生委員会を置く。
- 環境・安全・衛生委員会の組織及び運営に関 し必要な事項は、京都大学環境・安全・衛生委 員会規程(平成16年達示第67号)の定める ところによる。

(中略)

(部局の安全衛生管理)

第7条 部局の長(本部の事務組織にあっては、総 務担当の理事。以下同じ。)は、当該部局におけ る安全衛生管理に関し、総括する。

(中略)

(総括安全衛生管理者の職務)

- 第10条 総括安全衛生管理者は、次条に定める衛 生管理者<u>等</u>を指揮するとともに、当該事業場にお ける次の各号に掲げる事項を統括管理する。
  - (1) 教職員の危険又は健康障害を防止するための 措置に関すること。
  - (2) 教職員の安全又は衛生のための教育の実施に 関すること。
  - (3) 教職員の健康診断の実施その他健康の保持増 進のための措置に関すること。
  - (4) 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関 すること。
  - (5) その他教職員の安全及び衛生に関すること。 (衛生管理者等)
- 本学に、安衛法第12条又は第12条 の2に定めるところにより、前条各号の業務の うち、衛生に係る技術的事項を管理させるため、 事業場ごとに衛生管理者を置く。<u>ただし、大津</u> 事業場にあっては、衛生管理者に代えて衛生推 進者を置くことができる。

(前 略)

第2条 (略)

 $(1) \sim (6)$ 

(7) 部局 各研究科等(各研究科、各附置研究 所、附属図書館、医学部附属病院及び各センタ 一等(国立大学法人京都大学の組織に関する規 程(平成16年達示第1号。以下この号におい て「組織規程」という。)第3章第7節から第 11節までに定める施設等をいう。)をいい、 組織規程第53条第1項の事務組織を含む。) 及び事務本部をいう。

第2章 安全衛生管理体制

(統括等)

- 第5条 総長は、本学における安全衛生管理に関|第5条 総長は、本学における安全衛生管理に関 し、統括する。
  - 環境安全保健機構長(以下「機構長」という。) は、本学における安全衛生管理に関し、総長の 業務を分担管理する。

(環境安全保健委員会)

- 本学に、教職員等の安全保持、保健衛生 第6条 及び環境保全に関する重要事項を調査審議する ため、環境安全保健委員会を置く。
- 環境安全保健委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、京都大学環境安全保健委員会規程 (平成16年達示第67号) の定めると よる。

(部局の安全衛生管理)

第7条 部局の長 (<u>事務本部</u>にあっては、総務担当 の理事。以下同じ。) は、当該部局における安全 衛生管理に関し、総括する。

(総括安全衛生管理者の職務)

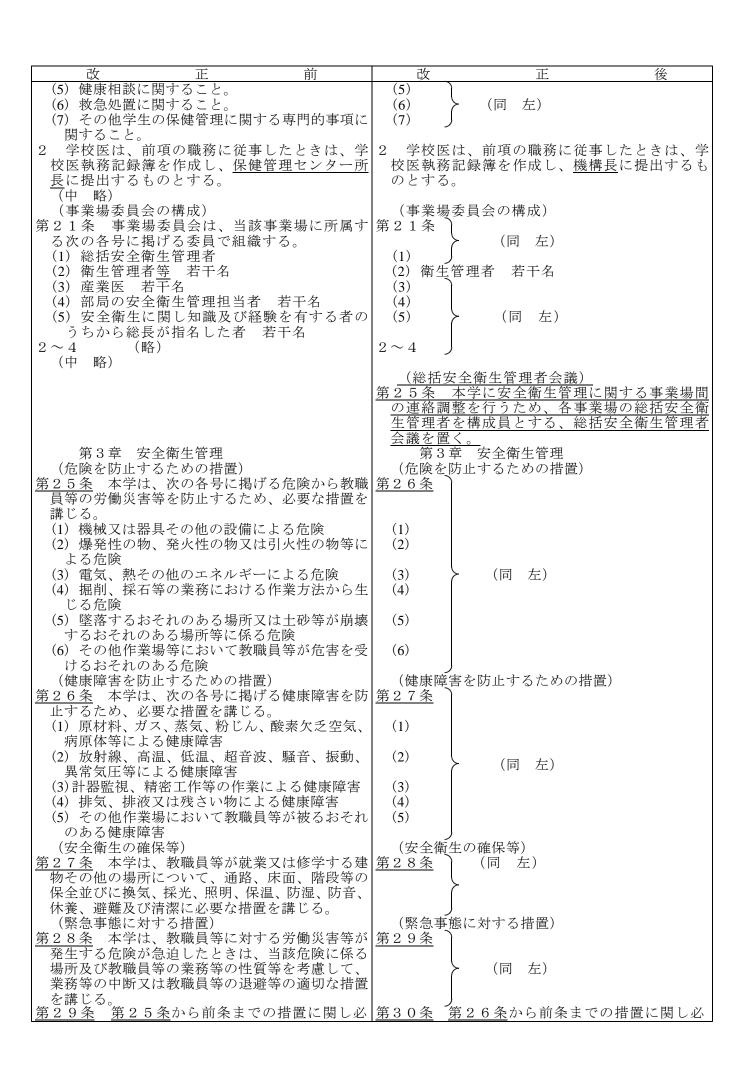
第10条 総括安全衛生管理者は、次条に定める衛 生管理者を指揮するとともに、当該事業場におけ る次の各号に掲げる事項を統括管理する。

(1)(2)(同 左) (3) (4) (5)

(衛生管理者)

- 第11条 本学に、安衛法第12条又は第12条 の2に定めるところにより、前条各号の業務の うち、次の各号に掲げる事項を管理させるため、 事業場ごとに衛生管理者を置く。
  - (1) 健康に異常のある者の発見及び措置に関す
  - 作業環境の衛生上の調査に関すること
  - (3) 作業条件、施設等衛生上の改善に関するこ <del>労</del>働衛生保護具、 救急用具等の点検及び整

改	正	前	改正後
			備に関すること。 (5) 衛生教育、健康相談その他教職員の健康保持に必要な事項に関すること。 (6) 教職員の負傷および疾病、それによる死亡、
			欠勤及び異動に関する統計の作成に関すること。 と。 (7) 衛生日誌の記載等職務上の記録の整備に関
			すること。 (8) 前各号に掲げるもののほか、衛生に関する
で、都道府県労	当該事業場に所属働局長の免許を受	けた者又は労	2 衛生管理者は当該事業場に所属する教職員で、都道府県労働局長の免許を受ける教職員
以下「安衛則」 する者のうちか	(昭和47年労働省 という。)第10 ら、衛生推進者は	条の資格を有 安衛則第12	働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号。 以下「安衛則」という。)第10条の資格を有 する者のうちから <u>総長が、各事業場における部</u>
ら、総長が選任	<u>有すると認められ</u> <u>する。</u> に選任する衛生管		局ごとに選任し、その数は、別表第1に掲げる とおりとする。 3 衛生管理者は、衛生に関する措置をなし得る権
推進者(以下「	「衛生管理者等」と 掲げるとおりとす	:いう。)の数	<u>限を有する。</u>
第12条 衛生管 作業場等を巡視	理者等は、少なく	法又は衛生状	業場等を巡視し、設備、作業方法又は衛生状態
員の健康障害を じなければなら	防止するために必ない。		の健康障害を防止するために必要な措置を講じ なければならない。
		号に掲げる事	第13条 (同 左) (産業医の職務) 第14条
	実施及びその結果 時するための措置に		(1)
(3) 作業の管理(	維持管理に関するこ に関すること。 び衛生教育に関する		(2) (3) (同 左) (日 左)
(5) 教職員の健康のための措置	東障害の原因の調査	正及び再発防止	(5) (6)
と。 2 産業医は、前	項各号に掲げる事	項について、	  2 産業医は、前項各号に掲げる事項について、
対して勧告し、 若しくは助言す	若しくは総括安全 又は衛生管理者 <u>等</u> ることができる。		総長、部局の長若しくは総括安全衛生管理者に 対して勧告し、又は衛生管理者に対して指導若 しくは助言することができる。
3 (略) (産業医の定期) 第15条 (略)			3 (同 左) (産業医の定期巡視) 第15条 (同 左)
	、学生の保健管理 支術及び指導に従事		(学校医) 第16条 (同 左)
学校医を置く。	健管理センターの		2 学校医は、 <u>環境安全保健機構</u> の教員をもって   充てる。
(学校医の職務	) の職務は、次の各	号に掲げる事	(学校医の職務)
(1) 学校保健法領の立案及び実施	第2条に定める学校施に関すること。		(1)
に関すること。	維持及び改善に係る 。 実施及びその結果に		(2) (同 左) (3)
健康を保持する	るための措置に関す 処置及び保健指導に	<b>つること。</b>	(4)



要な事項は、総長が別に定める。

(安全衛生基準の作成)

- 第30条 総括安全衛生管理者は、当該事業場に おける業務又は作業ごとに必要な安全衛生に関す る基準を作成し、当該事業場に所属する教職員に 周知するとともに、衛生管理者に必要な指導を行 うよう指示するものとする。
- 2 安全衛生基準に関し必要な事項は、別に定める。 第4章 健康管理

(作業環境測定)

第31条(略)

(健康診断の種類)

- 第32条 本学は、教職員等の健康を管理するため、次の各号に掲げる 健康診断を行う。
  - (1) 雇入時健康診断
  - (2) 一般定期健康診断
  - (3) 特定業務従事者の健康診断
  - (4) 海外派遣教職員の健康診断
  - (5) 学生の健康診断
- 2 前項第1号の健康診断は、教職員(1週間の 勤務時間が30時間未満の時間雇用教職員及び 雇用予定期間が1年未満の者(保健管理センタ 一所長が別に定める者を除く。)を除く。以下 次項において同じ。)として採用されたときに 行うものとする。
- 3 第1項第2号の健康診断は、1年以内ごとに1 回、教職員に対して定期的に行うものとする。
- 4 第1項第3号の健康診断は、教職員が衛生上有 害な業務に従事するとき行うものとする。
- 5 第1項第4号の健康診断は、教職員が海外派遣 研修等で、6月以上の海外生活を予定して出張す るとき又は6月以上の海外生活を終了して帰国し たときに行うものとする。
- 6 第1項第5号の健康診断は、毎学年6月30日 までに、学生に対して行うものとする。
- 7 第1項に掲げるもののほか、必要に応じて教職 員等の全部又は一部に対して健康診断を行う。 (健康診断の項目)
- 第33条 健康診断の項目は、安衛則第43条から第45条の2まで及び学校保健法施行規則 (昭和33年文部省令第18号)第4条の規定 によるほか、保健管理センター所長が、別に定 める。
- 第34条 前2条に定めるもののほか、健康診断 の実施に関し必要な事項は保健管理センター所 長が、別に定める。

(健康診断受診の義務)

- 第35条 教職員等は、指定された期日又は期間 内に、第32条第1項に定める健康診断を受け なければならない。
- 2 <u>第32条</u>第1項第1号から第4号までに掲げる健康診断を受けることを希望しない者は、他の医療機関における健康診断に代えることができる。この場合においては、その結果を証明する書面を速やかに保健管理センター所長に提出しなければならない。

(健康記録の管理)

第36条 保健管理センター所長は、健康診断の 結果、指導区分及び事後措置の内容その他健康 管理上必要と認められる事項について、教職員 等ごとに記録を作成し、これを5年間保管しな ければならない。 要な事項は、総長が別に定める。 (安全衛生基準の作成) 後

第31条 (同 左)

第4章 健康管理

(作業環境測定)

<u>第32条</u> (同 左)

(健康診断の種類)

<u>第33条</u> (1)

(2) (同 左)

(3) (4)

(5)

2 前項第1号の健康診断は、教職員(1週間の 勤務時間が30時間未満の時間雇用教職員及び 雇用予定期間が1年未満の者(機構長が別に定 める者を除く。)を除く。以下次項において同 じ。)として採用されたときに行うものとする。

(健康診断の項目)

- 第34条 健康診断の項目は、安衛則第43条から第45条の2まで及び学校保健法施行規則 (昭和33年文部省令第18号)第4条の規定によるほか、機構長が、別に定める。
- 第35条 前2条に定めるもののほか、健康診断 の実施に関し必要な事項は機構長が、別に定め る。

(健康診断受診の義務)

第36条 (同 左)

2 <u>第33条</u>第1項第1号から第4号までに掲げる健康診断を受けることを希望しない者は、他の医療機関における健康診断に代えることができる。この場合においては、その結果を証明する書面を速やかに機構長に提出しなければならない。

(健康記録の管理)

第37条 機構長は、健康診断の結果、指導区分 及び事後措置の内容その他健康管理上必要と認 められる事項について、教職員等ごとに記録を 作成し、これを5年間保管しなければならない。 <u> 改 </u> (健康診断の結果通知)

第37条 保健管理センター所長は、健康診断を受けた教職員等に対し、当該健康診断の結果を通知するとともに、その結果に基づき、疾病の予防処置を行い、又は治療を指示する等適切な措置をとらなければならない。

(保健調査)

第38条 保健管理センター所長は、第32条第 1項第5号の健康診断を的確かつ円滑に実施するため、当該健康診断を行うに当たって、あらかじめ学生の健康状態等に関する調査を行うものとする。

(就業及び修学の禁止及び制限)

第39条

(略)

第5章 雑則

(秘密の保持)

第40条

(略)

(準用)

第41条 第10条及び第30条の規定は、学生 に係る部局の長の職務に準用にの場合での場合の 長の職務に準用にの場合での場合での場合の まないのでは、「第10条の規定中「総括、「第10条の規定中「総括、「衛生管理者」とあるのは「一部では、「教職員」とは、「当該部局」に、「教職」とあるのは「部局の長」に、教職員とあるのは「当該部局」に、「教職員」とあるのは「学生」に読み替えるものとする。(その他)

第42条

(略)

別表第1 (第11条関係)

<i>四</i> . 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2.					
事業場の区分	衛生管理者の数				
吉田事業場	部局ごとに1人以上				
病院事業場	6人以上				
宇治事業場	部局ごとに1人以上				
桂事業場	4人以上				
熊取事業場	1人以上				
犬山事業場	1 人以上				
大津事業場	1人以上(衛生推進者をもって				
	代えることができる。)				

(備考) 吉田事業場、病院事業場、宇治事業場及び桂事業場の衛生管理者のうち、1人は専任とし、1人は衛生工学衛生管理者免許を有する者とする。

(健康診断の結果通知)

第38条 機構長は、健康診断を受けた教職員等に対し、当該健康診断の結果を通知するとともに、その結果に基づき、疾病の予防処置を行い、 又は治療を指示する等適切な措置をとらなければならない。

(保健調査)

第39条 機構長は、第33条第1項第5号の健康診断を的確かつ円滑に実施するため、当該健康診断を行うに当たって、あらかじめ学生の健康状態等に関する調査を行うものとする。

(就業及び修学の禁止及び制限)

第40条 (同 左)

第5章 雑則

(秘密の保持)

<u>第41条</u> (同 左)

(準用)

第42条 第10条及び第31条の規定は、学生に係る部局の長の職務に準用する。この場合理おいて、第10条の規定中「総括安全衛生管理者」とあるのは「部局の長」に、「衛生管理者を指揮するとともに、当該事業場」とあるのは「学生」に、第31条第1項の規定中「総括安全衛生管理者」とあるのは「部局の長」に、「教職員」とあるのは「当該部局」に、「教職員」とあるのは「当該部局」に、「教職員」とあるのは「当該部局」に、「教職員」とあるのは「学生」に読み替えるものとする。(その他)

ケ 4 O タ

第43条 (同 左)

附則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

別表第1(第11条関係)

$m \times m \times$					
部局の教職員数	衛生管理者の選任数				
$1 \sim 49$	1人				
$50 \sim 149$	2 人				
$150 \sim 299$	3人				
$300 \sim 449$	4人				
$450 \sim 599$	5人				
$600 \sim 749$	6人				
$750 \sim 899$	<u>7人</u>				
$900 \sim 1049$	8人				
$1050 \sim 1199$	9人				
$1\ 2\ 0\ 0 \sim 1\ 4\ 9\ 9$	10人				
1500~1799	11人				
1800~	1 2 人				
/ /出土大 \					

(備考)

- 部局において、衛生管理業務を主たる業務 とする組織として、機構長が別に指定する組織があるときは、当該組織における都道府 県労働局長の免許を受けた者又は安衛則第 10条の資格を有する者の数を衛生管理者の 選任数に加えることができる。
- 2 一の部局の衛生管理者が他の部局の衛生 管理者を兼ねる場合の衛生管理者の選任数 は、当該部局の教職員数を合計した数に応 じた数とする。

改	正前		改	正後	
別表第2(略)			別表第2(同 左)		
別表第3 (第23条関係)			別表第3 (第23条関係)		
事業場衛生委員会の名称	担当事務部等の名称		事業場衛生委員会の名称	担当事務部等の名称	
吉田事業場衛生委員会	環境安全衛生部		吉田事業場衛生委員会	<u>施設部</u>	
病院事業場衛生委員会	医学部附属病院事務部		病院事業場衛生委員会	医学部附属病院事務部	
宇治事業場衛生委員会	宇治地区事務部		宇治事業場衛生委員会	宇治地区事務部	
桂事業場衛生委員会	工学研究科事務部		桂事業場衛生委員会	工学研究科事務部	
熊取事業場衛生委員会	原子炉実験所事務部		熊取事業場衛生委員会	原子炉実験所事務部	
犬山事業場衛生委員会	霊長類研究所事務部		犬山事業場衛生委員会	霊長類研究所事務部	
大津事業場衛生委員会	理学研究科事務部		大津事業場衛生委員会	理学研究科事務部	